

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会（第43回）

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信 役務制度の在り方の検討

令和7年8月21日

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

ケーブルテレビの現状

■ ケーブルテレビ全事業者数	4 5 2 社
■ 加入世帯数	3, 1 8 4 万世帯
■ 世帯普及率	52.4%

出典：総務省「ケーブルテレビの現状」（令和6年12月版）

【ケーブルテレビ連盟加盟社情報】

■ 加盟社数	3 3 8 社 (全事業者のうち約75%が加盟)
■ 総接続世帯数	2, 8 0 3 万世帯 (接続率：46.1%)
■ インターネット接続加入世帯数	1, 0 9 7 万世帯
■ 多チャンネルサービス加入世帯数	7 6 1 万世帯
■ 電話サービス加入世帯数	8 6 7 万世帯
■ 事業売上	1 兆 4, 8 1 0 億円

出典：日本ケーブルテレビ連盟2024年_業界レポート

はじめに

総論として、

- ブロードバンドサービスについて、最終保障提供責務の導入に賛同します。
なお、ブロードバンドサービスの最終保障提供責務の導入の詳細部分について、いくつかの懸念がございますので、以下の頁にてご説明します。
- 他方、既存の第二種適格電気通信事業者が既存でまだ3者であることや今後も未整備地域への提供、公設光ファイバの民設移行などを促進するためにも、最終保障提供責務がその参入の障壁にならないよう配慮した制度設計が必要と考えます。
- 最終保障提供責務の交付金については、その役務提供が困難で非常に高コストとなる場合が多いと想定され、結果として負担金が高額となることを懸念します。最終保障役務提供にかかる費用が高コストとならないようワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）での提供などで適切なコスト抑制が行われるなど事業者での工夫も必要と考えます。

ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）

第41回ユニバーサルサービス政策委員会 資料1 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討 P14

1. （1）新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**は、無線の積極的活用によりブロードバンドの効率的な提供を図るため、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当だが、時間と場所により品質が安定しない場合があるため、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供の確保の必要性が高い**未整備地域等に限定**することが適当。

ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の活用については、ブロードバンドの提供コストの低廉化につながる一方で、サービス品質上の観点から「未整備地域等に限定することが適当」との考えに賛同します。

また、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の活用を未整備地域等に限定することにより、NTTが電電公社から承継した線路敷設基盤の安易な撤去・処分の抑制にもつながるものと考えます。

なお、線路敷設基盤は今後も光ファイバー網の整備に必要なものであり、その処分については認可の対象とされましたが、加えて、線路敷設基盤の撤去・処分が安易に行われないよう、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供状況や線路敷設基盤の処分の状況について定期的に検証を行うべきと考えます。

地域単位区域

第41回ユニバーサルサービス政策委員会 資料1 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討 P17

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

■ 令和7年改正法による改正の内容

- ① 総務大臣は、**基礎的電気通信役務の区分ごと、地域単位区域**（全国を一定の地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、提供場所が所在する区域を**業務区域に含む電気通信事業者**（区域内電気通信事業者）を記載した**基礎的電気通信役務台帳を作成・公表**する。

ケーブルテレビ事業者は、全国に大中小規模の事業者が存在しています。MSO（Multiple System Operator）などの全国規模の事業者から、町村単位の小規模の事業者まで混在しています。提供エリアの多くは市町村単位で分かれています。

こうした事情を踏まえると、ブロードバンドサービスについての地域単位区域は、事業者にとっても効率的な市町村単位とすることが適当ではないかと考えます。

近隣電気通信事業者

第41回ユニバーサルサービス政策委員会 資料1 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討 P17

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

■ 令和7年改正法による改正の内容

【近隣電気通信事業者の協力義務】

- 最終保障電気通信役務の円滑な提供のため、近隣電気通信事業者は、**局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならず**、最終保障電気通信事業者から必要な協力に関する協定等の締結に関する**協議の申し入れ**があったときは、**正当な理由がある場合を除き**、その**協議に応じなければならない**こととする。
- 当該協定等の締結に関し、**協議開始・再開命令**及び**あっせん・仲裁等**の制度を設ける。

近隣電気通信事業者に協議の申し入れがあったときは、正当な理由がある場合を除き、その協議に応じなければいけないとする考えに賛同します。

地域の中小規模事業者の場合、光回線や無線設備、コロケーションスペースなどを潤沢に有していないことが多い状況です。

このため、当該協力については、近隣の事業者に余剰設備がある場合に限るとともに、事業者間の相対契約を基本としたものとなることが望ましい（応諾義務を設けるものではない）と考えます。

地方における料金設定

第41回ユニバーサルサービス政策委員会 資料1 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討 P22

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

■ 令和7年改正法による改正の内容

【地方における都市部より高い料金設定の禁止】

- 契約約款において、特別の事情がある場合を除き、都市部以外の地域で都市部を上回る料金を設定することを禁止する。

「地方における都市部より高い料金設定の禁止」は、全国規模でサービス提供を行う事業者の内部相互補助を前提にしたものであると理解しています。

他方、ケーブルテレビ事業者の場合、その多くはエリア限定、特に地方の中小規模事業者の場合は、特定の市町村を対象として、当該提供エリア内では一律の料金設定でサービス展開しています。

こうした地方の中小規模事業者の場合、山間部など地域の特性も抱え、調達コストも全国平均よりも高くなるケースが考えられるため、契約約款の提供料金が他社が提供する都市部の料金を上回る場合がありますが、これについては「地方における都市部より高い料金設定の禁止」の対象外であると理解しています。

交付金の創設

第41回ユニバーサルサービス政策委員会 資料1 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討 P24

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

■ 最終答申の内容

【ブロードバンドの交付金制度】

- NTTの最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他事業者のサービス提供が受けられない地域であり、サービス提供に際して大幅な赤字が生じる地域として、**特別支援区域と同等の補填**（効率性等を考慮した上で原則全額補填）をすることが適当。

■ 令和7年改正法による改正の内容

【最終保障電気通信役務の交付金制度の創設】

- 電話・ブロードバンドともに、最終保障電気通信役務の提供により生じる赤字を補填するための交付金を創設する。

最終保障電気通信役務の交付金制度を創設することに賛同します。

ただし、ブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金については、運用が開始して間もなく、その交付金の規模もまだわからない状況である中で、最終保障提供責務の導入に伴う新たな交付金の要素が追加され、事業者の交付金にかかる負担が高額となることを懸念します。新たな交付金制度における赤字の補填にあり方については、継続的に検証と見直しを行うべきと考えます。